

石井町地域振興事業補助金交付申請手順

	手 続 き	時 期	内 容 等
自治会の手続き ⇒	1 交付申請書提出	4月1日～8月頃	申請書(様式第1号)を提出してください。記入内容等は、記入例を参考ください。 昨年度申請があり、未申請の自治会には、8月に申請漏れを防ぐため照会をしていますが、早めの申請にご協力をお願いします。
石井町の手続き	① 補助金交付決定	10月頃	石井町から交付決定通知をお送りします。
自治会の手続き ⇒	2 実績報告書 補助金請求兼 振込依頼書	事業終了～ 3月31日	申請いただいた年間事業の終了後に、実績報告書(様式第3号)、補助金請求兼振込依頼書を提出してください。記入内容等は、記入例をご参照ください。 実績報告書の提出時にはまだ補助金が交付されていないため、収支決算欄へは交付決定額を記入してください。
石井町の手続き	② 補助金支給	12月～5月	実績報告、補助金請求のあった自治会へ順次支給します。
自治会の手続き ⇒	3 自治会長交代届	随 時	会長の変更があった場合に提出してください。 変更届の『※』の内容について、確認し記載をお願いします。

1、2、3は自治会に行っていただく手続きです。

①、②は、石井町が行う手続きです。

※不明な点等がありましたら危機管理課までご連絡ください。

【連絡先】石井町役場 危機管理課 電話 088-674-1171